

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下ぐ)

(定価送料共一ヶ月 金 百 円)

茨城県水戸市北、九一、九番地
發行人 茨 城 県

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨城県印刷所

茨城県報

昭和三十三年四月八日
第四千五百三十三号

規則

茨城県規則第十五号

茨城県国民健康保険普及促進協議会規則を次のように定める。
昭和三十三年四月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県国民健康保険普及促進協議会規則

(目的)

第一条 この規則は、審議会等設置条例(昭和二十八年茨城県条例第六号)第二条第一項に規定する、茨城県国民健康保険普及促進協議会(以下「協議会」という)の組織及び運営に關して定めることを目的とする。

(組織)

第二条 協議会は、委員十四人をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について知事が任命または委嘱する。

一 茨城県議会の代表者

二 茨城県市議会議長会の代表者

三 茨城県町村議会議長会の代表者

四 茨城県市長会の代表者

五 茨城県町村長会の代表者

六 茨城県国民健康保険団体連合会の代表者

七 茨城県医師会の代表者

八 茨城県歯科医師会の代表者

九 茨城県薬剤師協会の代表者

十 茨城県職員

十一 学識経験者

3 協議会に副委員長二人をおく。

(会 議)

第三条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の過半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事の決定)

第四条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(議事参与の制限)

第五条 委員は、直接利害關係を有する事項については、その議事に参与することができない。

(会議録及び署名人)

第六条 委員長は、会議録を作製し、あらかじめ協議会において委員のうちから選任した会議録署名人二人の署名押印を受けなければならない。

(幹 事)

第七条 協議会に委員を補佐するため幹事若干人をおく。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

(委任規定)

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

茨城県規則第十六号

茨城県国民健康保険振興資金貸付審査会規則を次のように定める。

昭和三十三年四月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県国民健康保険振興資金貸付審査会規則

(目的)

第一条 この規則は、審議会等設置条例(昭和二十八年茨城県条例第六号)第二条第一項に規定する茨城県国民健康保険振興資金貸付審査会(以下「審査会」

という)の組織及び運営に関して定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審査会は、委員八人をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について知事が任命または委嘱する。

一 県議会の代表者 二人

二 保険者の代表者 四人

三 県職員 二人

3 審査会に副委員長一人をおく。

(会議)

第三条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事の決定)

第四条 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わるにができない。

(議事参与の制限)

第五条 委員は、直接利害関係を有する事項については、その議事に参与することができない。

(関係人の出席等)

第六条 審査会において、必要があると認めるときは、保険者その他の関係人の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議録及び署名人)

第七条 委員長は、会議録を作製し、あらかじめ審査会において委員のうちから選任した会議録署名人二人の署名押印を受けなければならない。

(幹事)

第八条 審査会に委員を補佐するため、幹事若干人をおく。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

(委任規定)

第九条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

訓 令

茨城県訓令第五号

茨城県 商工水産部
茨城県 水産試験場

漁ろう作業に従事する職員の特殊勤務手当支給規程(昭和二十九年四月茨城県訓令甲第八号)の全部を次のように改正する。

昭和三十二年四月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

漁ろう作業に従事する職員の特殊勤務手当支給規程

第一条 この規程は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年茨城県条例第三十四号)第十三条第二項並びに單純な勞務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年茨城県条例第五十四号)第三条の規定に基づき、漁ろう作業に従事する職員(以下「職員」という。)の特殊勤務手当の額に關して定めることを目的とする。

第二条 職員に対する特殊勤務手当の支給額は、一航海ごとに当該航海にかかる漁獲総額から市場手数料を控除した額の百分の二十の額を当該乗組員の支給割合の総数で除して得た額に、当該各乗組員の支給割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する乗組員の支給割合は、次の表の上欄に掲げる職務の区分に従い、同表下欄に定める基準により当該航海における乗組員の職務を考慮して、茨城県水産試験場長が定めるものとする。

職務の区分		支給割合の基準	
航	長	百分の二百以上	百分の三百以内
漁	ろ、う、長	百分の二百五十以上	百分の三百以内
機	関 長	百分の百五十以上	百分の二百以内
局	長	百分の百五十以上	百分の百八十以内

甲 板 長	百分の百二十以上	百分の百五十以内
ま、か、ない、長	百分の百十以上	百分の百二十以内
操 機 長	百分の百五以上	百分の百二十以内
機 関 員	百分の百五以上	百分の百十以内
甲 板 員	百分の五十以上	百分の百十以内

付 則
この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

告 示

茨城県告示第二百六十六号

茨城県青果物市場条例（昭和二十八年条例第四十一号）第七条に基き昭和三十一年四月六日左の市場の開設期間の更新を許可した。

昭和三十一年四月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

- 記
- 一 所在地 水戸市柵町八
 - 一 名 称 水戸青果市場株式会社
 - 一 所在地 勝田市勝倉
 - 一 名 称 勝田農協青果市場
 - 一 所在地 水海道市橋本町
 - 一 名 称 水海道青果株式会社

茨城県告示第二百六十七号

昭和三十一年四月二日付茨城県三和村諸川四二番地に事務所をおく三和西部土地改良区の設立を認可した。

昭和三十一年四月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第二百六十八号
三和西部土地改良区から左記のものが設立当時の役員であるむね届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。
昭和三十一年四月八日

記

茨城県知事 友 末 洋 治

住 所	氏 名	摘 要
茨城県猿島郡三和村大字諸川	卯木金次郎	理事長
大字駒込	関 信平	理事
〃	小川 守行	〃
〃	竹内 喜助	〃
大字上片田	木村長三郎	〃
〃	武井 祐七	〃
〃	木村 盛作	〃
大字諸川	関 新吉	〃
〃	鈴木 康次	〃
〃	小堀正一郎	〃
〃	鈴木常次郎	〃
〃	石川 芳平	〃
大字大和田	鈴木豊次郎	〃
大字仁連	百戸藤太郎	〃
大字大和田	猪瀬 幸一	〃
大字上根	〃	〃
大字上片田	木村民兵衛	監事

大字諸川 四一一
大字大和田一、一二一

中村 金平
野本 大治
〃 〃

茨城県告示第二百六十九号

昭和三十一年十二月二十七日付茨城県東茨城郡内原村に事務所をおく下中妻村外五ヶ村土地改良区から申請のあつた定款変更については四月五日認可したから土地改良法第三十条第三項の規定によつて公告する。

昭和三十一年四月八日

茨城県知事 友 末 洋 治

各種委員会規則(訓令)

茨城県公安委員会規則第一号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十一年四月八日

茨城県公安委員会

委員長 外 池 格 次 郎

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則(昭和二十九年茨城県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 (一) 警部派出所名称、位置管轄区域中

茨城県 日立警察署 久慈	同 日立市 久慈町	日立市内 下土木内町、神田町、留町、茂宮町、大和田町、石名坂町、南高野町、久慈町
多賀	同 日立市 多賀町	同 大久保町、多賀町、河原子町、諏訪町、金沢町、大沼町、水木町、森山町、成沢町

茨城県 日立警察署 多賀	同 日立市 多賀町	日立市内 大久保町、多賀町、河原子町、諏訪町、金沢町、大沼町、森山町、油縄子町
-----------------	--------------	--

同表 (二) 警部補派出所名称、位置管轄区域中

茨城県笠間警察署 友部警部補派出所	西茨城郡 友部町	西茨城郡の内 友部町
----------------------	-------------	------------

を

茨城県笠間警察署 友部警部補派出所	西茨城郡 友部町	西茨城郡の内 友部町
茨城県日立警察署 久慈警部補派出所	日立市 久慈町	日立市内 下土木内町、神田町、留町、茂宮町、大和田町、石名坂町、南高野町、久慈町、水木町

に改める。

同表 (三) 巡査部長派出所名称、位置管轄区域中

茨城県日立警察署 本山	日立市 (本山)	日立市内 宮田町(掛橋、一本杉、本部、下、御沢、高鈴、笹目、石灰山、不動滝、大角山、熊の沢、小屋の沢、東河内町、下深萩町、中深萩町、入四間町)
----------------	-------------	--

を

茨城県日立警察署 本山	日立市 宮田町	日立市内 宮田町(掛橋、一本杉、本部、下、御沢、高鈴、笹目、石灰山、不動滝、大角山、熊の沢、小屋の沢、東河内町、下深萩町、中深萩町、入四間町)
大雄院	同 日立市 宮田町	日立市内 宮田町(久保田、芝内、万城、内、新、楓、橋、加性、大雄院、杉本、本町一、二、三、四、五、北町一、二、三、四、五、目、柴ケ丘、諏訪台、鹿の塚、助川町(平沢、山根の一部))

に改める。

別表第二 (一) 警察署所在地巡查受持区域中

同	茨城県日立警察署所在地第一区	日立市内 中町一、二、三町内、東町 五町内、下町一、二町内 下町三町内、本町四町内、 芝内一〇二町内、桐木田社 宅
同	第三区	同 助川山根一、二、三及四町 内の一部、平沢社宅、山根 腰の塚、諏訪台日製社宅 助川山根四町内の一部、及 五町内、日製社内社宅、山 根市営住宅
同	第四区	同 助川上町三、五町内、東町 四町内、永正区、大宮町
同	第五区	同 追川町一、二、三、四町内 高野町一、二町内、高松台
同	第六区	同
を		
同	茨城県日立警察署所在地第一区	日立市内 成沢町、(上町の内道路東 側、中内、下町) 諏訪町(向山)
同	第二区	同 成沢町(上町の内道路西側 上の内国道西側)
同	第三区	同 成沢町(上の内、国道東側 池の川)
同	第四区	同 助川町(免平、南町旧国道 西側)
同	第五区	同 会瀬町(上町の内大学道路 西側、戸崎一、六〇〇番地 の一部)
同	第六区	同 助川町(南町旧国道東側、 田手沼)会瀬町(小山一、 六〇〇番地の一部)
同	第七区	同 助川町(御殿山)

に改める。

同表 (二) 警部派出所所在地巡查受持区域中

同	茨城県日立警察署 久慈警部派出所所在地第一区	日立市 久慈町の内 本町、南町の一部、新宿の 一部
同	第二区	同 南町の一部、泉町
同	第三区	同 行戸坂東側
同	第四区	同 行戸坂西側
同	第五区	同 新宿の一部
多賀	第一区	日立市内 大久保町の一部(天王町、 千寿)
同	第二区	同 多賀町の一部(中一区、二 区)下宿の一部、櫻川一、二 区
同	第三区	同 大久保町の一部(上孫、古 賀内、岩ヶ峯)
を		
同	茨城県日立警察署 多賀警部派出所所在地第一区	日立市内 多賀町(下孫地内国道西側 岩ヶ峯)
同	第二区	同 諏訪町(栄町、原、下町)
同	第三区	同 大久保町(古賀内、上孫、 戸沢)
同	第四区	同 大久保町(串内、羽黒)
同	第五区	同 大久保町(関口、下宿、千 石)

に改める。

同 第六区 同

大久保町(天王町)
金沢町(杉の宿、昆沙門)

同表 (三) 警部補、巡査部長派出所所在地巡査受持区域中

茨城県日立警察署
本山巡査部長派出所所在地 第一区日立市の内 掛橋、一本杉、本部下、御
沢、高鈴、笹目

同 第二区 同

石灰山、不動滝

同 第三区 同

大角山、熊の沢、小屋の沢

を

茨城県日立警察署
久慈警部補派出所所在地 第一区日立市の内 久慈町(行戸の内、淡潮、新
道、南台を除く。)

同 第二区 同

久慈町(行戸の内、淡潮、新
道、南台、本町、泉町東側)

同 第三区 同

久慈町(南町、新宿の内、前
川、泉町西側)

同 第四区 同

久慈町(南留町、新宿の内、前
川を除く。)

本山巡査部長派出所所在地 第一区

日立市の内 宮田町(掛橋、一本杉、本
部下、高鈴、笹目)

同 第二区 同

宮田町(石灰山、不動滝)

同 第三区 同

宮田町(大角矢、熊の沢、
小原の沢、御沢)
功川町(金山)

大雄院巡査部長派出所所在地 第一区

日立市の内 宮田町(久保田社宅、芝内
社宅、万城内社宅、加性)

に改める。

同 第二区 同

宮田町(新町、本出通り、
電上、楓橋、大雄院、杉本)

同表 (四) 巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

茨城県日立警察署
日立駅前巡査派出所 第七区日立市の内 大和町三丁目、大和町四
丁目的一部、高野町三、四丁目、大
和町四丁目的一部、大
堀米日越社宅

同 第八区 同

永正区平塚、永正区檜沢
東町一、二、三丁目

同 第九区 同

相賀区

同 第十区 同

相賀区

同 第十一区 同

旭区一、二、三、四丁目
土佐区

同 第十二区 同

旭区五、六丁目
大和町一、二丁目

南町巡査派出所 第十三区

日立市大字 一、二、三、四丁目、
八、一五

同 第十四区 同

永正区、中助川
助川上町二丁目、鳩ヶ丘
金山

同 第十五区 同

助川御殿山、助川南町国
道西側

同 第十六区 同

免平社宅、同アパート、
女子寮

同 第十七区 同

助川南町国道東側、会瀬
アパート

同 第十八区 同

会瀬社宅、日製修井寮

日立市東河内	同	日立市東河内町	同	東河内町、下深根町、中深根町
日立市入四間	同	日立市入四間木ノ根坂	同	入四間町
日立市大久保	同	日立市大久保町	同	上宿、中宿、下宿の一部羽黒、戸沢
日立市諏訪	同	日立市諏訪町	同	諏訪町の内上町、中町、下町石内大平田、北の沢
日立市鮎川	同	日立市多賀町	同	成沢町の内（戸崎、釜道、鮎川東部、鮎川浜） 油繩子町の一部、多賀町、東部櫻川社宅（寮多賀病院を除く）
日立市水木	同	日立市水木町	同	水木町（新町、下町、向町、荒座敷、東台、西台上栄、上宿） 大沼町の一部
日立市大甕駅前	同	日立市水木町	同	水木町の一部（大甕、甕の原、南川尻） 森山町の一部
日立市坂本	同	日立市大和田町	同	大和田町、茂宮町、石名坂町、南高野町
日立市東小沢	同	日立市土木内町	同	下土木内町、神田町、留町
日立市大甕	同	日立市大甕町	同	久慈町の一部（大甕、仲沢古房地）
茨城県日立警察署 日立市会瀬	同	日立市会瀬清水下町	日立市の内	会瀬町（一区二区の一部、大字道路東側、相賀町八丁目） 成沢町（戸崎、釜道、鮎川浜） 滑川町（滑川浜、滑川調、諏訪、山下町生房内、清水、小幡）
日立市滑川	同	日立市滑川町	同	

日立市日高	同	日立市	同	小生津町、田尻町
日立市豊浦	同	日立市	同	折笠町、川尻町、砂沢町
日立市東河内	同	日立市	同	東河内町、下深萩町、中深萩町
日立市入四間	同	日立市	同	入四間町
日立市大久保	同	日立市	同	大久保町(上宿、中宿)金子生(塙山、北向、報徳、百子生)大沼町(常磐線西側)
日立市諏訪	同	日立市	同	諏訪町(石内、上所、中町、大平田、滝平)
日立市鮎川	同	日立市	同	多賀町(八反原、角又)河原町(櫻川、下原)
日立市水木	同	日立市	同	水木町(新町、上栄町、向平、東台、西台、浜町、彌)
日立市大薗	同	日立市	同	水木町(南川尻、沖見町、大薗、薗の原の一部)久慈町(仲沢、大薗、国道再側)
日立市坂本	同	日立市	同	大和町(大薗、大薗、道再側、荒屋、清水、上坪、道輪、川崎)南高野町、石名坂町、久慈町(大薗の一部)小館山
日立市東小沢	同	日立市	同	下土木内町、神田町、留田(北児島)大和町(前田、中内、田中宿)茂宮町(五平)
日立市諏訪台	同	日立市	同	宮田町(櫻ヶ丘、諏訪台、鹿の湯、柴の沢、天神森、芝内、腰の塚)助川町(平沢、山根の一部)
日立市油繩子	同	日立市	同	油繩子町(下原を除く)多賀町(表原)

日立市金沢	同	日立市	同	大沼町(彌平台)金沢町(東山)森山町
-------	---	-----	---	--------------------

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県教育委員会訓令甲第一号

県立学校寄宿舎勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
昭和三十三年四月八日
茨城県教育委員会
教育長 神 谷 四 郎

県立学校寄宿舎勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

県立学校寄宿舎勤務手当支給規程(昭和二十九年十二月茨城県教育委員会訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。
第二条中「百五十円」を「百八十円」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日を施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

茨城県教育委員会訓令甲第二号

市町村公立小学校、中学校
県 立 学 校
宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
昭和三十三年四月八日

茨城県教育委員会
教育長 神 谷 四 郎

宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

宿日直手当支給規程(昭和二十八年四月茨城県教育委員会訓令甲第二号)の一

部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(手当の定額)

第三条 宿日直手当の額は、のとおりとする。ただし、日直五時間未満の勤務については、一回八十円とする。

日直勤務一回につき 百六十円

宿直勤務一回につき 百八十円

2 前項の規定にかかわらず第四条に規定する勤務一回の手当の額は二百円とする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

茨城県教育委員会訓令甲第三号

県立高等学校夜間特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十二年四月八日

茨城県教育委員会

委員長 神 谷 四 郎

県立高等学校夜間特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

県立高等学校夜間特殊勤務手当支給規程（昭和二十九年十二月茨城県教育委員会訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の担任」を「及び夜間授業のための勤務」に「教員」を「職員」に改める。

第二条第二項を削る。

第三条及び第四条を削り、第二条の次に次の三条を加え第五条を第六条に、第六条を第七条に改める。

(手当の種別及び定義)

第三条 夜間特殊勤務手当は時間手当、当直手当及び月手当とし、それぞれ次の区分による。

時間手当

当直手当

月 手 当

校長、教諭、助教諭、助手及び常勤講師が夜間授業に従事したことにより支給される手当
事務職員及び書記心得が夜間授業のための事務に従事したことにより支給される手当
校長及び定時制主事がその月の夜間授業のよめに従事したことにより支給される手当

(手当の定額)

第四条 夜間特殊勤務手当の額は、次のとおりとする。

時間手当

当直手当

月 手 当

一時間につき 六十円

一回につき 百 円

六百円

(月手当の支給制限)

第五条 月手当は、夜間授業が全月にわたって行われなかつたときは、支給しない。

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

公 告

◎土地改良区役員就退任

水海道市に事務所をおく水海道土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十二年四月八日

常総土地改良事務所長 石 井 亀 太 郎

記

一 退 任

住	所	職名	氏名	摘要
水海道市山田町	九四九番地	理事長	山野井吉雄	
諏訪町	三、三六六番地	理事	須田 誠市	
淵頭町	二、九五二番地		青木 皓	
宝町	二、七〇八番地の一		石橋 詮	
宝町	二、七四三番地		神林 鎮男	
本町	二、六三〇番地		田村新一郎	
天満町	二、四五〇番地		堀越 留吉	
高野町	一六四番地		荒井伊三雄	
川又町	三九三番地		古谷 明	
〃	四六一番地		染谷 好家	
〃	四三二番地		草間 正二	
筑波郡谷和原村大字網代一五四番地			吉田 幸一	
〃	一八一番地		小菅大次郎	
〃	一六五番地	監事	成島 孝一	
水海道市橋本町	三、三一九番地		笠原 政雄	
諏訪町	三、二六二番地		添野衛次郎	
〃	四五二番地		草間 亮	
筑波郡谷和原村大字網代一〇八番地			吉田三四五	

〃	本町	二、六三〇番地	理事	田村新一郎
〃	淵頭町	二、九五二番地		青木 皓
〃	宝町	二、七四三番地		神林 鎮男
〃	川又町	三九三番地		古谷 明
〃	天満町	二、四五〇番地		堀越 留吉
〃	高野町	一六四番地		荒井伊三雄
〃	柴町	三、四二八番地		五木田 文右衛門
〃	天満町	二、四六五番地		五木田 平三郎
〃	川又町	四六一番地		染谷 好家
〃	〃	四三二番地		草間 正二
筑波郡谷和原村大字網代一五四番地				吉田 幸一
筑波郡谷和原村大字網代一五四番地				小菅大次郎
〃	〃	一六五番地		成島 孝一
水海道市川又町		四五二番地	監事	草間 亮
〃	橋本町	三、三四六番地		長谷川良全
〃	高野町	二、三六五番地		沼尻 泰
筑波郡谷和原村大字網代一〇八番地				吉田三四五

◎土地改良区役員就退任

下館市に事務所をおく田谷川土地改良区から左記のとおり理事長が交代した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十三年四月八日

常総土地改良事務所長 石井 亀太郎

記

水海道市山田町

九四九番地

理事長

山野井吉雄

一 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字西石田七四五番地 大字野田 八三番地	理事長 理事長	新井 平重 山崎 清作	退任理事長 就任理事長

◎土地改良区役員就退任

結城郡八千代村に事務所をおく川西土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十三年四月八日

常総土地改良事務所長 石 井 亀 太 郎

一 退 任

記

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代村大字高崎一、二四番地の一 大字新井 四四五番地	理事長 理事	中久喜健一 片野 又一	
大字小屋 五一六番地	〃	野左根 条右衛門	
大字大里 二一五番地	〃	彼ノ矢 武右衛門	
大字野爪 四三二番地	〃	大久保利一	
大字大渡戸 一三四番地	〃	中山秋四郎	
大字久下田 五一五番地	〃	安江唯一郎	
大字坪井 八七一番地	〃	谷中 俊夫	
大字野爪 六三三番地	〃	川村 正男	
大字久下田 一二五番地	〃	古沢 丈市	

二 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
〃 〃 五二二番地 大字高崎一、〇八二番地	監 事	塚田 勘作 青木 利平	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代村大字高崎一、二四番地の一 大字新井 四四五番地	理事長 理事	中久喜健一 片野 又一	
大字久下田 一二五番地	〃	古沢 丈市	
〃 五一五番地	〃	安江唯一郎	
大字野爪 四三二番地	〃	大久保利一	
〃 六三三番地	〃	川村 正男	
大字坪井 八七番地	〃	谷中 俊夫	
大字大渡戸 一三四番地	〃	中山秋四郎	
大字大里 二一五番地	〃	彼ノ矢 武右衛門	
大字小屋五二八番地の一	〃	高島 幸三	
大字高崎一、〇八二番地	監 事	青木 利平	
大字久下田 四四七番地	〃	大田 啓吾	

◎風俗営業者の行政処分に關する聴聞

風俗営業取締法第五条の規定により風俗営業者の行政処分に關する聴聞を次のとおり行います。

昭和三十三年四月八日

茨城県公安委員会

委員長 外 池 格 次 郎

一 一 聴聞期日 昭和三十三年四月十八日
聴聞場所 茨城県警察本部